

平成29年生駒市農業委員会第1回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 平成29年1月13日（金）午後15時00分  
会議開催場所 市役所 大会議室  
出席者 会長 7番 高枝敏治  
委員 1番 吉田勝彦 2番 中田建彦  
3番 中村耕作 4番 田中忠司  
5番 西本浩三 6番 中井輝夫  
8番 上武 猛 9番 尾山高生  
10番 田中勇治 11番 阪口登美雄  
12番 奥山繁幸 13番 田口利彦  
14番 吉田吉明 15番 北川治夫  
説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一  
係長 吉岡 浩 係員 大沢 篤史  
傍聴者 なし

---

会議次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 3 生駒市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の制定について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 4 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
- 5 農地の転用事実に関する照会について
- 6 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

その他

- (1) 生産緑地の取得の斡旋について
- (2) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (3) 平成29年度生駒市農業委員会の予定について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により高枝敏治会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

9番 尾山高生 10番 田中勇治 11番 阪口登美雄

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼  
〔議案読み上げ〕

○係長

申請地の位置について

井出山スポーツパークの西約200mのところに位置する生駒市小平尾町内の農地

申請理由について

所有者が、高齢で引き続き耕作することが難しいため。

譲受人は、近隣で農業経営を家族でも行なっており、トラクターやコンバイン等の農機具も必要なものは全て所有

農地取得の下限面積要件について、購入する農地の面積が20アール以上ありますので、この下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月6日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。農地法第3条2項の許可要件は全て満たしており、許可相当と考えられる。

○議長 地元農業委員の北川委員へ補足説明を依頼

○北川委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 承認について異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言  
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」  
の説明を事務局に依頼。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」

○係長 [議案読み上げ]

○係長 議案の内容について説明

No.1～2 申請地の位置について

奈良先端大学院大学の南東に隣接する高山町地内農地

申請理由

今回の譲渡人が、平成25年に本農地を購入、その後、今回の譲受人が勝手に本農地に土砂などを置くなどし、農地として利用することができなくなったことに対し、奈良県による行政指導等により、譲受人が当該土砂を撤去、農地として復元した農地。その後、譲受人は、土木業を営んでおり、資材置場が必要なことから、自宅兼事務所と隣接した本農地を譲渡人から譲り受け、青空資材置場として転用して利用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

申請にあたって地元水利組合の同意も添付されており、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月の6日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施しており、問題点等はない。

最後に、本申請の許可権者は、奈良県知事になる。本委員会承認後、本申請を奈良県知事に進達するという流れになる。

No.3～11の申請書の位置について

ひかりが丘住宅地の北西約200mのところに位置する農地。

申請理由

本申請地は、農地造成の届けが出され、一旦農地造成工事が完了後、譲渡人は何ら許可を得ず、勝手に盛土行為を行なった農地であり、盛土行為により生じたこの写真の法面については、安全性が確認できていない。さらに、太陽光発電を目的として、農地法5条申請が出され奈良県知事に進達していたが、砂防法上、法面の安全性が確認されないため、県において、申請がとまっていたもの。

本議案については、以前の事業者と別の事業者が太陽光発電を目的として、以前の申請を取り下げた上で新たに農地法5条に基づく農地転用申請が出てきたものである。法面の安全性については、計画平面図や計画断面図しか添付されていないが、この図面を奈良県砂防・災害対策課に確認してもらったところ、図面上は、砂防法等の基準に合っていることの確認はしている。

これに対し地元水利組合の同意については、代理人が提出した経過書のとおり、添付されていない。代理人は水利組合長、今回の場合は地元農家区長になるが、申請者の代

理人が同意を得るため農家区長のところへ行った際に、農家区長から隣接地でない近隣の農地所有者の同意を得るようとの指示があり、代理人が地元に入り、同意書若しくは、口頭での同意等を得て、その旨農家区長に報告をしたが、農家区長は、過去において、さまざまな問題のあった農地であることを理由として、同意しなかった。なお、地元水利組合長の同意は法律上必ず必要なものではなく、転用行為により隣接農地等への被害及び排水施設の機能が損なわないことが許可の要件となり、本計画においては、市道内にある雨水管に雨水を流す計画になっている。

しかしながら、事務局としては、地元水利組合の同意を得ることを行政指導として行ってきたことから、本申請に際しても地元水利組合の同意を得るよう指導は行ってきたが、現在のところ水利組合の同意は添付されていない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

#### 現地調査について

今月の6日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を実施しており、問題点等はない。最後に、本申請の許可権者は、奈良県知事になる。本委員会承認後、本申請を奈良県知事に進達するという流れになる。

○議長 No.1～2の案件につきまして地元農業委員の北川委員へ補足説明を依頼

○北川委員 事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.3～11の案件について地元農業委員の中井委員へ補足説明を依頼

○中井委員 事務局からの説明通りである。工事については、設計図等も提出されており、確実にやってくれるものと思われる。また、農家区長の印鑑がないことについては、地元の役員会、三役会での協議の結果だと聞いている。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 この写真を見ると、法面が盛土の影響で非常に危ない状況である。地元の組織（水利組合、農家区長）などとの関係がうまくいってないと聞いているが、事務局の方でそのような情報は聞いているのか。

○係長 申請者の代理人からは、「同意書取得に関する議事録」を提出されており、それによると、農家区長、地元自治会、水利組合長と集会所にて協議し、隣接地所有者の同意道路を隔てた土地所有者の同意を取得してほしいとの要望をうけた。現在は隣接の農地所有者には同意の印を取得、それ以外の隣接地の所有者については、工事については、同意を得ている。しかし、農家区長は過去の経緯を踏まえ同意していない。

また、農家区長からは今回の開発行為、維持管理に関する行政の対応などの意見書の提出があったことを報告する。

○委員 さきほどの集会所の4人で協議したのか。地元の人には報告しているのか。

○係長 4名です。地元の農家区での評議委員会での報告していないと聞いている。

- 委員 周辺の地権者は同意しているが、自治会や農家区は後々問題が起きると困るという状況。断面図のような形に工事した後、許可申請はできないのか。
- 係長 許可申請は計画段階で行う行為である。完了してからの許可ではない。農家区長は同意したことを、後々農家区から言われるのを気にしているようだ。断面図上は問題がないので、改善されるのでいいのではないかという話はしているが、同意していない。
- 委員 それであれば、農家区で臨時総会など、みんなで協議する機会を設けてはどうか。
- 委員 盛土行為は勝手にしたのか。そのことを農家区長は不審に思っているのではないか。
- 係長 今回の盛土行為は無断にした行為である。それに対して他法令に違反した行為なのか県の担当課が、判断せずそのままの状態になった経緯もある。
- 委員 今回の設計図どおりにやってもらう、確約はあるのか。前回のようになるのではないかという不安があるのではないか。しかしこのままだと、法面が崩れるのなど安全性に問題がある。
- 係長 今回、工事や事業内容について実行するとの、農家区長宛であるが、確約書を提出している。
- 委員 申請地の一部地目が山林だが？
- 係長 平成22年頃に農地造成申請があり、完了も確認している。農地と判断している。
- 委員 この転用申請は農業委員会として止めることはできないのではないのか？
- 係長 その点についてご審議頂きたい。
- 委員 水利組合の同意がなくてもいいのであれば、止められないのではないのか。
- 委員 現状は法的に違反ではないのか？
- 係長 砂防法違反になる。
- 委員 違反の状態では農業委員会としては、許可を出すわけにはいかないのではないのか。
- 係長 他法令違反であっても許可ができないわけではない。同日許可となるため。農地法違反ではないが他法令違反にならないようにはしなければいけない。
- 委員 農家区長からの意見は無視できない。地権者も本当に合意しているのか疑問である。地元農家区全体で申請者との話し合いの機会を設けてはどうか。
- 委員 農家区長の意見書のなかで、設計図などの資料の提出もなくという記載があるが、話し合いができていないのではないのか？もう一度振り出しに戻って話し合いを行い、そのうえで再度委員会にとりあげてはどうか。
- 委員 農家区長からの意見書の件であるが、バイパスの電柱の件など、農業委員会で審議する内容でないのか？
- 局長 この意見書は問い合わせではなく、押印が出来ない理由を述べているのではないかと思う。
- 委員 農家区長の同意がないと許可がおりないのか。
- 係長 法律上なくても農地、水路に影響がなければ許可できる。しかし今後、そのような影響がないように県も行政指導として水利同意を求めている。

- 委員 このままでは、中途半端な状態なのでもう一度話し合いの機会を設けてはどうか。
- 議長 それでは、No.1 から 2 の案件については、奈良県に進達。No.3 ～ 1 1 の案件については、知事の進達を見送りする。
- 議長 異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」No.1 ～ 2 の案件については奈良県知事に進達。No.3 ～ 1 1 については、進達を見送り、再度地元農家区長の同意が得られるよう事務局から指導をお願いします。
- 議案第 3 号「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の制定について」の説明を事務局に依頼
- 係長 〔内容・各条文の説明〕  
審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 承認について異議の確認  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第 3 号「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の制定について」の承認を宣言  
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による受理通知について」  
報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知について」  
報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理通知について」  
報告第 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による受理通知について」  
議案第 5 号「農地の転用事実に関する照会について」  
報告第 6 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」の説明  
を事務局に依頼の説明を事務局に依頼。
- 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による受理通知について」
- 係員 〔議案読み上げ〕  
本報告は、農地法第 3 条の 3 第 1 項に基づく届出。  
この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1 ～ 2 8 については、相続により所有権を取得された農地についての届出。
- 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知について」
- 係員 〔議案読み上げ〕
- 係員 この報告は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に基づき、市街化区域内農地の転用について、

提出されたもの、権利の設定や移転のない農地転用。

No.1の申請地の位置について

学研北生駒駅から西へ約100メートルの所に位置する農地。店舗用地を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.2の申請地の位置について

県立生駒高等学校から南西へ約200メートルに位置する農地。共同住宅建設を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1の申請地の位置について

県立生駒高等学校から南西へ約200メートルに位置する壱分町地内の農地。分譲住宅及び開発道路を目的として農地転用の届出がされたもの

No.3～5の申請書の位置について

学研北生駒駅から西へ約100メートルの所に位置する上町内の農地。店舗用地を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

この報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。この報告については、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

議案第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

No.1については、20年以上も前から現況が宅地No.2については雑種地であるにもかかわらず、地目が農地のままにされていた土地。No.3については、30年以上も前から宅地であるにも関わらず、地目が農地のままにされている土地。今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員と現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

○係員 [議案読み上げ]

○係員 議案の内容について説明この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたこ

との報告をしているもの。市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くある。通常は、30年間農地として利用をしていかなければならないことになっている。

しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。本件については、死亡を理由として、生産緑地の主たる従事者から申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

生産緑地の行為制限が解除になった場合は、通常の市街化区域内農地としての扱いになり、通常の農地転用手続を踏めば、農地転用が可能となる。

以上で報告を終わります。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認  
[「なし」の声あり]

○議長 (1)「生産緑地の取得の斡旋について」  
(2)「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」  
(3)「平成29年度生駒市農業委員会の予定について」の説明を事務局に依頼

○係長 (1)「生産緑地の取得の斡旋について」  
[報告・内容の説明]

生産緑地法第10条の規定により、生産緑地買取り申し出があったことの報告をしている。なお、本件につきましては、平成29年2月17日までに、所有権移転登記手続きをする必要があることから、本生産緑地を買取るものは「無」となり、今後、生産緑地の制限解除及び生産緑地の解除に向けた手続が進むことになる。

○係長 (2)「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」  
[報告・内容の説明]

これにつきましては、青年就労給付金の受給期間が満了したこともあり、本人より、認定農業者になりたい旨の申し出があった。この認定農業者になるためには、「5年後の農業経営に関する目標等を定めた農業経営改善計画」の作成が必要であるため、本人と奈良県北部農林振興事務所、そして生駒市で協議をした上で、本人より提出のあった「農業経営改善計画」について、生駒市農業委員会に意見聴取を行なったものである。事務局としては、特に問題なしと考えている。

○係長 (3)「平成29年度生駒市農業委員会の予定について」

[報告・内容の説明]

本年度は7月20日臨時会の開催を予定。

○議長 (4)「その他」についての説明を事務局に依頼

○補佐 「第21回北和の農を考えるつどいについて」

[報告・内容の説明]

平成29年1月31日(火)午後2時～午後4時 北コミュニティセンターで行う予定。  
午後1時、市役所出発。

「生駒市農地利用最適化推進委員の推薦及び応募状況について」

[報告・内容の説明]

昨年12月1日～12月28日推薦・募集を行った。

推薦者7名 応募者2名(定員7名)後日、面接を行う。

第1回 評価委員会は1月20日 面接は1月23日、3月の定例会で候補者決定予定(推薦・応募の状況は、市のホームページ公表済)

○係長 「勤務実績報告について」

定期監査に指摘があり、これまでは定例会などの事務局で把握できる勤務については報告不要であったが、勤務実績と報酬と一致しないという指摘があった。そのため、1月分から報告をお願いしたい。

定例会は日給、農地パトロールは日給がでる時間をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 2月14日(火) 午後3時から403、404会議室

現地調査 2月8日(水) 午後1時30分

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後17時00分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第1回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 9番 尾山高生

---

議席番号 10番 田中勇治

---

議席番号 11番 阪口登美雄

---